項第一号中「第五条の四第五項第一号」を「第五条の四第六項第一号」に改め、同項第二号中「第五条の四第五項第二号」を「第五条の四第六項第二号」に改める。

第二十条の二第一項中「第二十七条の五第四項」を「第二十七条の五第五項」に改め、同条第二項中「第二十七条の五第六項」を「第二十七条の五第七項」に改め、同項第一号中「第二十七条の五第五項第一号」を「第二十七条の五第六項第一号」に改め、同項第二号中「第二十七条の五第五項第二号」を「第二十七条の五第六項第二号」に改める。

附　則

この省令は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月二十九日）から施行する。

○法務省告示第二百十六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月二十八日

法務大臣　小川　敏夫

変更前の名称

社団法人日本不動産鑑定協会

変更後の名称

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会

変更年月日

平成二十四年四月一日

○法務省告示第二百十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十八日

法務大臣　小川　敏夫

第二号イの表株式会社メタルアートの項中「鋳造」を「鍛造」に改め、同表に次のように加える。

藤浦工業株式会社	
日幸ライト工業株式会社	
静岡県牧之原市勝俣千三百三十四番地の一	プラスチック成形
愛知県名古屋市熱田区古新町一丁目五十番地	プラスチック成形

第二号ロの表に次のように加える。

梅沢鋳工株式会社	
静岡県富士市中里字大坪新田添二千六百八番地四十八	鋳造

○法務省告示第二百十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十八日

法務大臣　小川　敏夫

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ＢＲＡＳＴ	
東京都台東区上野七丁目七番十一号	とび

○法務省告示第二百十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十八日

法務大臣　小川　敏夫

第二号の表関東甲陵株式会社の項を削る。

告　示

○法務省告示第二百二十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十八日

法務大臣　小川　敏夫

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社田中食品	
千葉県山武郡大網白里町南横川二千四十七番地	耕種農業

○法務省告示第二百二十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十八日

法務大臣　小川　敏夫

別表第一国際文化交流センター東京教育専門学院の項中「国際文化交流センター東京教育専門学院」を「早稲田ＥＤＵ日本語学校横浜校」に改め、同表栄光国際学院の項を削り、同表明日香美容文化専門学校・日本語科の項中「明日香美容文化専門学校・日本語科」を「明日香日本語学校」に改める。

別表第四学校法人文際学園大阪外語専門学校日本語科の項の次に次のように加える。

栄光国際学院	
大阪府	

○外務省告示第百八十七号

平成二十四年四月二十一日に東京で、沿岸部防災機能強化のためのマングローブ植林計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　沿岸部防災機能強化のためのマングローブ植林計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五億八千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　齊藤隆志在ミャンマー大使

ミャンマー側　キン・マウン・ティン駐日ミャンマー大使

平成二十四年五月二十八日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百八十八号

平成二十四年四月二十一日に東京で、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億五千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　齊藤隆志在ミャンマー大使

ミャンマー側　キン・マウン・ティン駐日ミャンマー大使

平成二十四年五月二十八日

外務大臣　玄葉光一郎